

変更前（会則）	変更後（定款）	摘 要
<p>水道情報活用システム標準仕様研究会会則</p> <p>第1章 総則 第1条（名称） 1 本会は、水道情報活用システム標準仕様研究会と称する。 2 本会の英語名称を Water supply standard platform specification committee とする。</p> <p>第2条（目的） 本会は、水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業（以下、「水道事業等」という。）におけるデータ流通の基盤となるプラットフォームの標準化（以下、「水道情報活用システム」という。）を推進することで、水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者（以下、「水道事業者等」という。）におけるデータの横断的な利活用を促進し、もって水道事業者等の社会的責任の遂行と顧客満足度の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第3条（事業） 本会は、前条の目的を果たすため、水道情報活用システム標準仕様等の維持管理、及び外部機関等からの要請に応じた標準仕様の開発に関する検討等を行う。</p> <p>第4条（事務局） 本会の事務は、経済産業省令和元年度水道施設情報整備促進事業において水道施設情報整備促進事業委員会が指名した株式会社 JECC が行う。</p> <p>第2章 会員 第5条（本会の構成員） 本会の会員は、本会の設立趣旨に賛同して入会した、次に挙げる機関を代表する者または個人とする。 (1) 水道事業者等 (2) 水道事業等に関連するベンダー企業 (3) 水道標準プラットフォームの運営事業者 (4) 水道事業等に関連する団体 (5) 有識者 2 本会の会員に、次の会員種別を設ける。 (1) 正会員 前項の(1) (2) 又は(3) の各号のいずれかに該当する機関 (2) 賛助会員 前項の(4) 又は(5) に該当する機関又は個人 (3) 特別会員 前項の(4) 又は(5) に該当する機関又は個人であって、本会の要請により入会した者</p> <p>第6条（入会） 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を本会に提出し、総会の承認を得なければならない。</p> <p>第7条（会員の義務） 会員は、本会が行う水道情報活用システム標準仕様の開発・維持管理、普及推進活動に協力するとともに、自ら水道情報活用システム標準仕様の普及に努めることとする。</p>	<p><u>一般社団法人</u>水道情報活用システム標準仕様研究会<u>会則定款</u></p> <p>第1章 総則 第1条（名称） 1 <u>本会当法人</u>は、<u>一般社団法人</u>水道情報活用システム標準仕様研究会と称する。 2 <u>本会当法人</u>の英語名称を<u>は、 Institute of Water supply standard platform specification committee</u> とする。</p> <p><u>第2条（事務所）</u> <u>当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。</u></p> <p>第2<u>3</u>条（目的） <u>本会当法人</u>は、水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業（以下、「水道事業等」という。）におけるデータ流通の基盤となるプラットフォームの標準化（以下、「水道情報活用システム」という。）を推進することで、水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者（以下、「水道事業者等」という。）におけるデータの横断的な利活用を促進し、もって水道事業者等の社会的責任の遂行と顧客満足度の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第3<u>4</u>条（事業） <u>1 本会当法人</u>は、前条の目的を果たすため、<u>次の各号に掲げる事業及び関連する事業を行う。</u> <u>(1) 水道情報活用システム標準仕様等の維持管理、保管及び公表</u> <u>(2) 外部機関等からの要請に応じた標準仕様の開発及び改定に関する検討等を行う。</u> <u>(3) 水道情報活用システムの普及推進</u> <u>(4) 水道情報活用システムに準拠した標準データの利活用促進</u> <u>(5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業</u> <u>2 前項の事業は、日本国内において行うものとするが、海外で行うことを妨げない。</u></p> <p>第4条（事務局） 本会の事務は、経済産業省令和元年度水道施設情報整備促進事業において水道施設情報整備促進事業委員会が指名した株式会社 JECC が行う。</p> <p>第2章 会員 第5条（<u>本会の構成員</u>の種別） <u>1 本会当法人</u>の会員は、<u>本会当法人</u>の設立趣旨に賛同して入会した、次に挙げる機関<u>を代表する者</u>または個人とする。 (1) 水道事業者等 (2) 水道事業等に関連するベンダー企業 (3) 水道標準プラットフォームの運営事業者 (4) 水道事業等に関連する団体 (5) 有識者 2 <u>本会当法人</u>の会員には、次の<u>会員種別を設ける。3 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下、「法人法」という。）上の社員とする。ただし、特別会員をもって法人法上の設立時社員とすることができる。</u> (1) 正会員 前項の(1) (2) 又は(3) の各号のいずれかに該当する機関<u>又は個人</u> (2) 賛助会員 前項の(4) 又は(5) に該当する機関又は個人 (3) 特別会員 前項の(4) 又は(5) に該当する機関又は個人であって、<u>本会当法人</u>の要請により入会した者</p> <p>第6条（入会） <u>1 本会当法人</u>の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を<u>本会当法人</u>に提出するものとし、<u>理事会においてその可否を決定のうえ通知するものとする。総会の承認を得なければならない。</u> <u>2 会員は、当該会員の代表者として当法人に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下、「指定代表者」という。）を定め、第 11 条第 2 項に定める会長に届け出なければならない。ただし、個人である会員は、別に定める入会申込書又は役員就任承諾書の提出をもって、これに代えることができる。</u> <u>3 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を当法人に提出しなければならない。</u></p> <p>第7条（会員の義務） <u>1 会員は、第 29 条の定めに従い会費を納入しなければならない。ただし、特別会員はこの限りではない。</u></p>	<p>全体として、（公社）日水協・（一社）水団連の定款、公益法人協会のモデル定款を参考に整理した</p> <p>管理業務運用規程 2.3(1), 6.4.1(1) (3)参照 管理業務運用規程 2.3(2), 6.4.1(2)参照 研究会による普及促進活動を明文化 研究会によるデータ利活用促進を明文化</p> <p>設立時点では海外事業の想定なし</p> <p>事務局の規定は第 7 章に移設</p> <p>第 5 条 2 項は、次の取扱いを想定。 正会員（社員）：将来的に会費負担あり。 原則として社員 1 名につき 1 議決権あり。 賛助会員（非社員）：目的に賛同する資金援助者等。会費負担あり、議決権なし。 特別会員（非社員）：法人運営に係る特別功労者や学識経験者等。会費負担なし、議決権なし。</p> <p>第 1 号は公証人の指示により文言追加</p> <p>会員名簿の管理上、届出を求めるが、必ずしも代表者とする必要はないものとする</p> <p>原則として正会員に会費負担あり（法人法第 27 条）。入会金は不要</p>

第8条（退会）

本会から退会しようとする会員は、別に定める退会届を本会に提出することにより、退会することができる。

2 代表者及び担当者と連絡が取れなくなった会員は、そのことが確認されてから3ヵ月を経過した後も変更届が提出されない場合に退会したものとみなす。

第9条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会則その他の規程に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をするなど会員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第10条（会員資格の喪失）

第8条及び第9条に記載する場合のほか、会員が、死亡又は解散したときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

第11条（役員を設置）

本会に次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長3名以内

(3) 会計監事2名以内

第12条（職務）

1 会長は本会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計監事は、第25条に定める費用を会員から徴収した場合、その徴収分の会計について監査し、総会に報告する。

第13条（選任）

1 第11条の役員は、正会員及び特別会員の中から総会で選任した者とする。

2 会長、副会長及び会計監事は、相互に兼ねることはできない。

2 会員は、本会当法人が行う水道情報活用システム標準仕様の開発・維持管理、普及推進活動に協力するとともに、自ら水道情報活用システム標準仕様の普及に努めることとする。

第8条（退会）

1 本会当法人から退会しようとする会員は、別に定める退会届を本会当法人に提出することにより、任意に退会することができる。

2 指定代表者及び担当者と連絡が取れなくなった会員は、そのこと当法人において当該事由が確認されてから3ヵ月を経過した後も第6条第3項の変更届が提出されない場合に、当法人を退会したものとみなすことができる。

第9条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 当法人の定款本会則その他の規程、規則又は総会の決議に違反したとき。

(2) 本会当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をするなど会員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第10条（会員資格の喪失）

1 第8条及び第9条に記載する場合のほか、会員が、死亡又は解散したとき会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である法人又は団体が解散したとき。

(3) 1年以上会費の全部又は一部を納入しないとき。ただし、理事会において特に認める場合は、この限りではない。

(4) 第9条の定めにより除名されたとき。

2 会員が前条によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の抛出金品の返還を要しない。

第3章 役員等

第11条（役員を設置）

1 本会当法人に、次の役員を置く。

(1) 会長理事 1-3名以上6名以内

~~(2) 副会長 3名以内~~

~~(3) 会計監事 1名以上2名以内~~

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とする。

3 当法人の会長を法人法上の代表理事とする。また、代表理事以外に業務執行理事を選定することができる。

第12条（理事の職務及び権限）

1 理事は、法令及び定款に定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

~~2~~ 2 会長は、本会当法人を代表し、その業務を統括する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

~~3~~ 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

~~4~~ 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第13条（監事の職務及び権限）

監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

(4) 財産、会計及び業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

特別決議に相当（第24条）

公証人の指示により成年被後見人又は被保佐人を第1項から削除

JECCにて経費負担する想定（第29条3項参照）

監事を置く

設立時に業務執行理事を選定しない想定

監事の職務は第13条に独立して規定

法人法第91条第2項の報告義務

	<p>(6) <u>理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。</u></p> <p>(7) <u>理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又は当該行為をす</u> <u>るおそれがある場合において、当該行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当</u> <u>該理事に対し、当該行為をやめるように請求すること。</u></p> <p>(8) <u>その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。</u></p>	
<p>第14条（任期） 役員任期は、第13条第1項により選任された日から1年後の総会の日までとし、再任を妨げない。</p>	<p>第14条（選任等） 1 第11条の役員理事及び監事は、正会員及び特別会員の中から総会での決議によって選任した者とする。ただし、監事については、正会員及び特別会員以外からも選任することができるものとする。</p> <p>2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。</p> <p>3 会長、副会長理事及び会計監事は、相互に兼ねることはできない。また、監事は、当法人又は当法人の子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。</p> <p>4 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。</p>	<p>第1項ただし書は、非会員の税理士や会計士、水道関連団体役員等を監事とすることも可能とする規定</p> <p>第3項は非営利型法人にするための要件</p>
<p>第15条（解任） 1 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、当該役員を解任することができる。 (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。 2 前項第2号の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>第145条（任期） 1 <u>役員理事の任期は、第13条第1項により選任された日から1選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常後の総会の終結の日までとし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の日までとし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>3 役員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。</u></p> <p><u>4 役員欠員が生じたときは、補欠者を選任する。補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>理事の任期は原則として2年（法人法第66条） 監事の任期は原則として4年（法人法第67条）</p>
<p>第16条（報酬） 役員は、無報酬とする。ただし、特別会員の役員に限り、会議出席に応じた報酬を支払うことができる。</p>	<p>第156条（解任） 1 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、当該役員を解任することができる。 (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。 2 前項第2号の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の<u>決議決</u>を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>設立時に常勤役員は不在。将来的に常勤の業務執行理事等を置く場合は、役員報酬規程を策定することも想定 特別会員に対する報酬は第27条に移設</p>
<p>第18条（取引の制限） 1 理事が次の各号に掲げる取引をしようとする場合は、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。 (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引 (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引 (3) 当法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人と当該理事との利益が相反する取引 2 前項の取引をした理事は、当該取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。</p>	<p>第167条（役員報酬） 1 役員は、<u>原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。</u></p> <p><u>2 前項に定める報酬とは別に、役員が職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。特別会員の役員に限り、会議出席に応じた報酬を支払うことができる。</u></p>	<p>理事の取引制限規定を明示 ※法人法第84条では総会の承認⇒理事会設置の場合、同第92条で理事会の承認となる</p>
<p>第19条（顧問） 1 当法人は、顧問を置くことができる。 2 顧問は、当法人の運営において特別の功労のあった者又は有識者等を候補として理事会の決議によって選任する。 3 顧問は、当法人の運営等に関して会長から諮問された重要事項について助言する。 4 顧問は、原則として無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</p>	<p>第18条（取引の制限） 1 <u>理事が次の各号に掲げる取引をしようとする場合は、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引</u></p> <p><u>(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引</u></p> <p><u>(3) 当法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人と当該理事との利益が相反する取引</u></p> <p><u>2 前項の取引をした理事は、当該取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。</u></p>	<p>将来的に顧問職を置くことも可能とすべく、顧問の選任に係る規定を追加</p>
<p>第4章 会議 第17条（会議の種別） 1 本会に総会及び部会を置く。 2 部会は、その議決により、ワーキンググループ又はスペシャルインタレストグループ（以下、「SIG」</p>	<p>第4章 会議 第1720条（会議の種別） 1 <u>本会当法人に、総会及び部理事会を置く。</u></p> <p><u>2 前項のほか、当法人に、部会は、その議決により、ワーキンググループ又は、スペシャルインタレストグループ（以下、「SIG」という。）を設置することができる。</u></p>	<p>理事会を設置</p>

という。)を設置することができる。

第18条(総会)

1 総会は本会の最高意思決定機関であり、本会則の他の規定で定められた決議を行うほか、次の事項について決議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び事業報告の承認
- (3) 役員の選任
- (4) 部会の設置及び廃止、部会の部会長及び委員の承認
- (5) 部会の活動に対する助言、指導、監督
- (6) 会員の入会の審査及び承認
- (7) 外部機関等からの要請への対応の決定
- (8) 管理業務運用規程の制定及び改定
- (9) その他、本会の運営に係る重要な事項

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、すべての会員をもって構成する。ただし、議決権は正会員のみが行使できる。

3 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後120日以内に開催する。臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、会長がこれを召集する。

- (1) 会長が必要と認めた時
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時
- (3) 総会の議長は、会長がこれにあたる。

第19条(部会)

1 部会は、本会の運営及び活動に必要な、以下の事項の検討及び調整等を行う。

- (1) 本会が定めた設置目的に則した事項の検討及び対応決定
 - (2) 本会への活動計画及び活動結果の報告
 - (3) ワーキンググループ又はSIGの設置及び廃止の決定、ワーキンググループ又はSIGのリーダーの承認、ワーキンググループ又はSIGにおける活動計画及び活動報告の承認
- 2 部会に部会長を置く。部会長は会長とする。
- 3 部会の議長は部会長がこれにあたる。
- 4 部会の下にワーキンググループ又はSIGを設置する場合、ワーキンググループ及びSIGにリーダーを置く。リーダーは、ワーキンググループ又はSIGのメンバーの互選により決定する。
- 5 部会の委員は、正会員及び特別会員から当該組織の代表として推薦された者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 会長及び副会長
- (2) ワーキンググループリーダー
- (3) SIGリーダー
- (4) その他、部会が選任した会員

6 部会が必要と認めた場合は、会員以外の者を含む委員以外の者をオブザーバとして参加させることができる。

7 部会の会長及び委員の任期は選任された日から次事業年度の総会后最初に開催される部会までとし、再任を妨げない。

8 ワーキンググループ又はSIGの議長は、ワーキンググループ又はSIGのリーダーがこれにあたる。

9 ワーキンググループ又はSIGのメンバーは、会員から当該組織の代表として推薦された者のうち、自薦または他薦された者とする。

10 ワーキンググループ又はSIGが必要と認めた場合は、会員以外の者を含む委員以外の者をオブザーバとして参加させることができる。

11 ワーキンググループ又はSIGのリーダー及びメンバーの任期は選任された日から次事業年度の総会后最初に開催されるワーキンググループ又はSIGまでとし、再任を妨げない。

3 部会等の運営に関し必要な事項は、理事会において部会等運営規程を定めることができる。

第18-2-1条(総会)

1 総会は、本会当法人の最高意思決定機関であり、法令及び本会則定款の他の規定で定められた決議を行うほか、次の事項について決議する。

- (1) 会則定款の変更
- (2) 各事業年度の事業計画及び、事業報告及び決算の承認
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬等の額の決定又はその規程
- (4) 部会の設置及び廃止、部会の部会長及び委員の承認
- (5) 部会の活動に対する助言、指導、監督
- (6) 会員の入会の審査及び承認除名
- (7) 外部機関等からの要請への対応の決定
- (8) 管理業務運用規程及び会費規程の制定及び改定
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分

(9) その他、本会当法人の運営に係る重要な事項

2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、当該総会をもって法人法上の社員総会とする。

3 総会は、すべての会員をもって構成する。ただし、議決権は、正会員のみが行使できる。

~~3-4~~ 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後120日-3ヶ月以内に1回開催する。

5 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、会長がこれを召集する。

- (1) 会長理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。時
- (2) 総正会員総数の議決権の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して記載した書面により招集の請求があったとき。時
- 6 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。
- 7 会長は、第5項第2号の規定による招集があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 8 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。
- 4-9 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に心身の故障等の事故があるときは、当該総会において出席した副会長の中から選出する。

第19-2-2条(部理事会)

~~1 部会は、本会の運営及び活動に必要な、以下の事項の検討及び調整等を行う。~~

- (1) ~~本会が定めた設置目的に則した事項の検討及び対応決定~~
 - (2) ~~本会への活動計画及び活動結果の報告~~
 - (3) ~~ワーキンググループ又はSIGの設置及び廃止の決定、ワーキンググループ又はSIGのリーダーの承認、ワーキンググループ又はSIGにおける活動計画及び活動報告の承認~~
- ~~2 部会に部会長を置く。部会長は会長とする。~~
- ~~3 部会の議長は部会長がこれにあたる。~~
- ~~4 部会の下にワーキンググループ又はSIGを設置する場合、ワーキンググループ及びSIGにリーダーを置く。リーダーは、ワーキンググループ又はSIGのメンバーの互選により決定する。~~
- ~~5 部会の委員は、正会員及び特別会員から当該組織の代表として推薦された者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。~~

- (1) 会長及び副会長
- (2) ワーキンググループリーダー
- (3) SIGリーダー
- (4) その他、部会が選任した会員

~~6 部会が必要と認めた場合は、会員以外の者を含む委員以外の者をオブザーバとして参加させることができる。~~

~~7 部会の会長及び委員の任期は選任された日から次事業年度の総会后最初に開催される部会までとし、再任を妨げない。~~

~~8 ワーキンググループ又はSIGの議長は、ワーキンググループ又はSIGのリーダーがこれにあたる。~~

~~9 ワーキンググループ又はSIGのメンバーは、会員から当該組織の代表として推薦された者のうち、自薦または他薦された者とする。~~

~~10 ワーキンググループ又はSIGが必要と認めた場合は、会員以外の者を含む委員以外の者をオブザーバとして参加させることができる。~~

~~11 ワーキンググループ又はSIGのリーダー及びメンバーの任期は選任された日から次事業年度の総会后最初に開催されるワーキンググループ又はSIGまでとし、再任を妨げない。~~

1 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。なお、第4号及び第7号に関する職務は、その重要性等を鑑み、部会に委任することができる。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

部会等運営規程を別途定める

定款の変更は特別決議に相当

理事の解任は普通決議（監事の解任は特別決議）

(4)(5)部会の設置等は理事会決議（第22条）に移設。(7)も同様に移設

会員の除名は特別決議に相当

解散は特別決議に相当※解散事由は法人法第148条各号を参照

賛助会員・特別会員には議決権なし
通常総会の時期は現行どおり6月末とする

総会の招集通知は2週間前まで（法人法第39条1項ただし書）

第20条（定足数）
1 総会は正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
2 部会は構成する委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

第21条（議決）
1 総会において正会員は各1個の議決権を有する。
2 総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。
3 部会において委員は各1個の議決権を有する。
4 部会の議決は、出席する委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は部会長の決するところによる。

第22条（書面表決等）
1 やむをえない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または代理人に表決権を委任することができる。
2 代理人はその権限を委任されたことを証する書面を事前に議長に提出しなければならない。
3 第1項の規定により表決権を行使する正会員は、第20条第1項及び第21条第2項の規定の適用については出席したものとみなす。
4 やむをえない理由のため、部会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決を行うものとする。
5 第4項の規定により表決権を行使する委員は、第20条第2項及び第21条第4項の規定の適用については出席したものとみなす。
6 各会議は、書面または電子的な通信手段により、連絡、議決をすることができる。

(2) 部会の設置及び廃止、部会の部会長及び委員の承認
(3) 部会の活動に対する助言、指導、監督
(4) 会員の入会の審査及び承認
(5) 当法人の運営及び活動に必要な各種規程の制定、変更及び廃止（ただし、第29条に定める会費規程及び第39条に定める管理業務運用規程を除く。）
(6) 外部機関等からの要請への対応の決定
(7) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
(8) 理事の職務の執行の監督
(9) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
2 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とし、当該理事会をもって法人法上の理事会とする。
3 理事会は、すべての理事をもって構成する。
4 通常理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回開催する。
5 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 会長が必要と認め招集の決議をしたとき。
(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
(4) 第13条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
6 理事会は、会長が招集する。ただし、前項第2号又は第4号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
7 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
8 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠席した場合は理事の互選による。

第23条（定足数）
1 総会は、総正会員の2分の1過半数以上の出席をもって成立する。
2 部理事会は、構成する委員理事の2分の1過半数以上の出席をもって成立する。

第24条（議決議等）
1 総会において正会員は各1個の議決権を有する。なお、当法人は、毎年3月31日時点の正会員（第6条第1項及び第2項に定める手続が完了した者）をもって、その事業年度に関する総会において権利を行使することができる正会員とする。
2 総会の議決は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決するものとするし、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、次の各号に掲げる決議は、総正会員の議決権総数の3分の2以上をもって決するものとする。
(1) 定款の変更（第21条第1項第1号）
(2) 監事の解任（第21条第1項第3号）
(3) 会員の除名（第21条第1項第5号）
(4) 解散（第21条第1項第8号）
(5) 残余財産の処分（第40条）
(6) その他法令で定められた決議
3 部理事会において委員理事は各1個の議決権を有する。
4 部理事会の決議は、本定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる出席する委員理事の過半数をもって決するものとするし、可否同数の場合は部会長の決するところによる。
5 正会員のほか、賛助会員及び特別会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

第25条（書面表決等）
1 やむをえない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決議決権を行使し、または代理人に表決議決権の行使を委任することができる。
2 代理人は、その権限を委任されたことを証する書面を、総会の都度、事前に議長に提出しなければならない。
3 第1項の規定により表決議決権を行使する正会員は、第20条第1項及び第24条第2項の規定の適用については出席したものとみなす。
4 やむをえない理由のため、部会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決を行うことができるものとする。
5 第4項の規定により表決権を行使する委員は、第20条第2項及び第21条第4項の規定の適用については出席したものとみなす。
6 4 各会議体においては、書面または又は電子的な通信手段により、連絡、又は決議をすることができる。ただし、法令又は定款その他当法人の規則に特段の定めがある場合は、この限りではない。

会費規程と管理業務運用規程に関しては、その重要性から総会決議とする

理事会の招集通知は1週間前まで（法人法第94条）

議決権行使の基準日を置く

第23条（議事録）
1 会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 会議の日時及び場所
(2) 現在の会議委員
(3) 会議に出席した会議委員（書面または代理人による表決の場合は、その旨を明記する。）
(4) 議題
(5) 議事の概要
2 議事録は、各会議の議長の承認を受けた後、会員に公表しなければならない。

第24条（報酬）
1 会議への出席を含む会議の開催に係る会員の活動は、無報酬とする。
2 ただし、特別会員に限り、会議出席に応じた報酬を支払うことができる。

第5章 会計

第25条（経費）
1 本会の運営及び事業の実施に要する経費は、会員から徴収する会費によって支弁される。
2 会費の徴収に必要な事項は、本会則に定めるほか、総会の議決を得て別途、会費規程として定めることができる。
3 本会の予算が会費を超える場合は、第4条において指名された機関の事業費予算によって支弁されることを妨げない。この場合においては、総会での議決を得なくてはならない。

第26条（事業年度）
本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第27条（事業計画）
1 本会の事業計画書は、部会の審議を経て、事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。
2 ただし、やむをえない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、部会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から120日以内に総会の議決を得るものとする。

第28条（事業報告）
1 本会の事業報告書は、部会の審議を経て、次事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。
2 ただし、やむをえない事情により当該次事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、部会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該次事業年度の開始の日から120日以内に総会の議決を得るものとする。

5 理事が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する総会の決議があったものとみなす。
6 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。
7 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることでできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。
8 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項（第12条第4項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

第236条（議事録）
1 総会及び理事会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 会議の日時及び場所
(2) 現在の会議委員の定足数
(3) 会議に出席した役員及び会員会議委員（書面または代理人による表決決議の場合は、その旨を明記する。）
(4) 議題
(5) 議事の概要
(6) その他法令で定められた事項
2 議事録は、各会議の議長の承認を受けた後、会員に公表しなければならない。
3 総会及び理事会の議事録には、議長及び出席した理事及び監事が記名及び押印するものとする。

第247条（会員の報酬）
1 会議への出席を含む会議の開催に係る会員の活動は、無報酬とする。ただし、特別会員に限り、会議出席に応じた報酬を支払うことができる。
2 ただし、特別会員に限り、会議出席に応じた報酬を支払うことができる。前項に定める報酬とは別に、会員がその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 財産及び会計
第28条（財産の管理・運用等）
1 当法人の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。
2 当法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第259条（経費）
1 本会当法人の運営及び事業の実施に要する経費は、会員から徴収する会費によって支弁される。
2 会費の徴収に必要な事項は、本会則定款に定めるほか、総会の決議決を得て別途、会費規程として定めることができる。
3 ~~本会当法人~~の予算が会費を超える場合は、第437条において指名された機関の事業費予算によって支弁されることを妨げない。この場合においては、総会その決議議決を得なくてはならない。

第2630条（事業年度）
本会当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2731条（事業計画及び収支予算）
1 本会当法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始前に会長が作成し、部理事会の審議を経て、事業年度開始前に直近の総会の議決を得に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 ~~ただし、やむをえない事情により当該事業年度開始前に総理事会を開催できない場合にあっては、部会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から120日3ヶ月以内に総会の決議決を得るものとする。~~

第2832条（事業報告及び決算）
1 本会当法人の事業報告書及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、理事部会の審議を経て、次事業年度開始前に総会の決議決を得なければならない。
2 ~~ただし、やむをえない事情により当該次事業年度開始前に総理事会を開催できない場合にあっては、部会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該次事業年度の開始の日から120日3ヶ月以内に総会の決議決を得るものとする。~~
3 当法人は、通常総会終了後遅滞なく公告を行う。当該公告の方法は、電子公告によるものとする。
4 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第17条の規定に合わせて文言整理した

必要に応じて財産管理規程を策定する
必要に応じて経理規程等を策定する

設立後、当面の間は JECC が経費の全額を負担する想定

公告の方法は電子公告とする

第6章 知的財産権及び情報の取扱い等
第29条 (知的財産権)
1 本会の活動の成果物に対する著作権その他一切の知的財産権は、その利用権（複製権・改変権・利用許諾権等を含む）も含めて、本会に帰属するものとする。
2 ただし、前項の成果物の中に第三者の知的財産権の対象物が含まれる場合、総会の決議に基づき、当該第三者との間で必要な取決めを行うものとする。
3 その他、本会の活動の成果物の知的財産権に関する事項は、総会の決議により処理する。

第30条
1 水道情報活用システム標準仕様書の原著物の著作権者を次の各号とする。
(1) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
2 水道情報活用システム標準仕様書の二次的著作物の著作権者を次の各号とする。
(1) 株式会社 JECC
(2) 水道情報活用システム標準仕様研究会
3 前2項に係わらず、標準仕様書記載の原著物の著作権者および二次的著作物の著作権者が異なる場合は、標準仕様書記載のとおりとする。

第31条 (情報提供または公開)
1 公開された成果物は、別途定める使用許諾条件に従い無償で利用できる。
2 会員は、会員以外の者または組織に対して、本会の活動成果が公開される前にその検討過程の情報提供をしてはならない。
3 ただし、総会の承認を得たものはこの限りではない。

第32条 (守秘義務)
1 会員は、本会の活動を通じて知り得た他の会員の営業、ノウハウ、技術に関する情報を当該会員の了解無しに、第三者に開示し、または漏洩してはならない。
2 ただし、知得する以前に既に公知となっている場合、または知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合は、この限りではない。

第7章 その他
第33条 (会則の変更)
本会則は、総会において出席した正会員の過半数の議決を得て変更することができる。

第34条 (業務運用規程)
本会の運用に必要な事項は、本会則に定めるほか、総会の議決を得て別途、業務運用規程として定めることができる。

第6章 知的財産権及び情報の取扱い等
第~~29~~33条 (知的財産権)
1 本会当法人の活動の成果物に対する著作権その他一切の知的財産権は、その利用権（複製権・改変権・利用許諾権、その他著作権法第27条及び第28条の権利等を含む。）も含めて、本会当法人に帰属するものとする。また、会員は、当法人に対し、当法人の活動の成果物に対する著作権者人格権を行使しないものとする。
2 ~~ただし~~、前項の成果物の中に第三者の知的財産権の対象物が含まれる場合、総会の決議に基づき、当該第三者との間で必要な取決めを行うものとする。
3 その他、本会当法人の活動の成果物の知的財産権に関する事項は、総会の決議により処理する。
4 前二項の総会の決議は、その重要性等を鑑み、理事会の議決をもって代えることができるものとする。

第3~~0~~4条 (著作権者)
1 水道情報活用システム標準仕様書の原著物の著作権者を次の各号ものとする。
(1) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
2 水道情報活用システム標準仕様書の二次的著作物の著作権者を次の各号とする。
(1) 株式会社 JECC
(2) 一般社団法人水道情報活用システム標準仕様研究会
3 前~~2~~二項に係るかかわらず、標準仕様書記載の原著物の著作権者 及 および二次的著作物の著作権者が異なる場合は、標準仕様書記載のとおりとする。

第3~~1~~5条 (情報提供または公開)
1 公開された成果物は、別途定める使用許諾条件に従い無償で利用できる。
2 会員は、会員以外の者または組織に対して、本会当法人の活動成果が公開される前にその検討過程の情報提供をしてはならない。
~~3~~ただし、総会当法人の事前の承認を得たものはこの限りではない。

第3~~2~~6条 (守秘義務)
~~1~~ 会員は、本会当法人の活動を通じて知り得た他の会員の営業、ノウハウ、技術に関する情報を当該会員の了解承諾無しに、第三者に開示し、または漏洩してはならない。
~~2~~ただし、知得する以前に既に公知となっている場合、または知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合は、この限りではない。

第7章 事務局
第37条 (事務局)
1 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 前項の事務は、経済産業省令和元年度水道施設情報整備促進事業において水道施設情報整備促進事業委員会が指名した株式会社 JECC が行う。
3 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
4 事務局長は、会長が部会の承認を得て任免する。
5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める

第38条 (備付帳簿及び書類)
主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
(1) 定款
(2) 会員名簿
(3) 役員の名簿
(4) 監査報告
(5) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
(6) 定款に定める機関の議事に関する書類
(7) 事業報告書及びその附属明細書、貸借対照表、正味財産増減計算書類並びに財産目録
(8) 事業報告書、貸借対照表及び、正味財産増減計算書類並びにその附属明細書
(9) その他必要な帳簿及び書類

第~~7~~8章 その他
第~~33~~3条 (会則の変更)
~~本会則は、総会において総出席した正会員の過半数の議決権の議決を得て変更することができる。~~

第3~~4~~9条 (管理業務運用規程)
本会の運用水道情報活用システム標準仕様書の管理業務に必要な事項は、本会則定款に定めるほか、総会の決議を得て別途、管理業務運用規程として定めることができる。

第40条 (残余財産の処分)

現行研究会⇒新法人への著作権譲渡については、第21条1項(7)の「重要な財産の譲受」に該当するため、新法人の設立総会時に決議を得る

定款の変更は第21条1項1号、第24条2項1号に移設

業務運用規程と会費規程（第29条）については総会の決議による。

<p>附則 本会則は、2020年8月4日より施行する。</p> <p>附則（2021年4月22日改定） 本会則は、2021年4月22日より施行する。</p> <p>附則（2022年2月9日改定） 本会則は、2022年2月9日より施行する。</p> <p>改定 2021年4月22日 第30条第3項新設 2022年2月9日 第2条改定</p>	<p><u>当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会において正会員総数の3分の2以上の決議を得て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。</u></p> <p><u>第41条（剰余金の非分配）</u> 当法人は、剰余金の分配を行わない。</p> <p><u>第42条（電磁的記録等）</u> 1 当法人において取扱う書面は、法令又は定款その他当法人の規則に特段の定めがある場合を除き、電磁的記録として保存された文書をもって代えることができるものとする。 2 当法人において取扱う押印は、法令又は定款その他当法人の規則に特段の定めがある場合を除き、電子ファイルに対する電子署名又は電磁的処理を行うことをもって代えることができるものとする。 3 第25条第4項の規定に関し、電子的な通信手段で各会議を開催する場合の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。</p> <p><u>第43条（委任）</u> 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p>附則 1 本会則は、2020年8月4日より当法人設立の日から施行する。 2 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から2025年3月31日までとする。 3 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。 住 所 **** 氏 名 新誠一 住 所 **** 氏 名 石井晴夫 住 所 **** 氏 名 菊池明敏 住 所 **** 氏 名 菅又久直 住 所 **** 氏 名 桑田始 4 当法人の設立時の理事の氏名は、次のとおりとする。 設立時理事 新誠一 設立時理事 石井晴夫 設立時理事 菊池明敏 設立時理事 菅又久直 5 当法人の設立時の代表理事の氏名及び住所は、次のとおりとする。 住 所 **** 設立時代表理事 新誠一 6 当法人の設立時の監事の氏名は、次のとおりとする。 設立時監事 小平鉄雄</p> <p>以上、一般社団法人水道情報活用システム標準仕様研究会を設立するため、設立時社員 新誠一、石井晴夫、菊池明敏、菅又久直、桑田始の定款作成代理人である勝司法書士法人 代表社員 勝猛一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。</p> <p>2024年6月20日</p> <p>設立時社員 新誠一</p> <p>設立時社員 石井晴夫</p> <p>設立時社員 菊池明敏</p> <p>設立時社員 菅又久直</p> <p>設立時社員 桑田始</p> <p>上記設立時社員の定款作成代理人 大阪市西区立売堀一丁目3番13号</p>	<p>非営利型法人にするための要件</p> <p>非営利型法人にするための要件</p> <p>法人設立の日は法人設立登記申請日となる</p>
---	--	--

第三富士ビル 9F
勝司法書士法人
代表社員 勝 猛 一

~~附則 (2021年4月22日改定)~~
~~本会則は、2021年4月22日より施行する。~~

~~附則 (2022年2月9日改定)~~
~~本会則は、2022年2月9日より施行する。~~

改定
~~2021年4月22日 第30条第3項新設~~
~~2022年2月9日 第2条改定~~